

第29回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第29回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成26年11月21日(金) 17:00~18:45
場 所	北館2階 会議室3
出席者	委員長 松山 治幸 委員 小島 幸保 委員 富田 智和  事務局 岡本副市長 佐藤総務部長 宮崎契約検査課長 高松総務部主幹(検査担当課長) 森本建築課長 契約検査課職員
事務局	総務部 契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人 (一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成26年度上半期執行分)
- ② 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成26年度上半期執行分)
- ③ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成26年度第1四半期・第2四半期調査分)
- ④ その他
  - ・ 芦屋市での入札不調・不落の状況について

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成26年度上半期  
(平成26年4月1日~平成26年9月30日)
- イ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
- ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- ①~④抽出事案関係書類(写し)
- 資料(2) 競争入札に係る指名競争入札等の措置基準適用状況一覧表  
(平成26年度上半期分)
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【第1・2四半期】
- 資料(4) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数

## 第29回芦屋市入札監視委員会議事概要

### (1) 入札契約状況の報告（平成26年度上半期）

(事務局)

入札不調になった案件のうち、指名競争入札を2回行い、2回とも入札中止となった案件は、踏切・国道が近い等の理由でした。

指名競争入札（その他業務委託）の入札では、入札額の桁間違いにより落札決定、契約辞退となった案件があります。契約辞退により指名停止となりました。

平成26年度上半期の入札状況は、平均落札率88.72%です。条件付き一般競争入札6件中3件が最低制限価格で落札されました。3件の平均落札率は約90%です。90%は全体的に高い数字です。これにより全体の平均落札率が高くなっているようです。

(質疑・意見)

最低制限価格は事後公表ですが、最低制限価格が予定価格の90%ということはあらかじめ分かっていることですか？

(事務局)

いいえ。ただし、最低制限価格の計算式は公表しています。最低制限価格は予定価格の70～90%です。直接工事費の割合が高い建築工事の場合は、予定価格の90%になることが多いです。

(質疑・意見)

最低制限価格と同価格で応札した業者は、最低制限価格が予定価格の90%と推測して応札したということですか？

(事務局)

そうだと思います。

(質疑・意見)

比較的容易に想定できますか？

(事務局)

全体を計算し、最低制限価格が予定価格の90%を超す場合は、90%になりますので。(仮称)芦屋市庁舎東館新築工事については、7社中3社が最低制限価格未満での応札でした。その3社は予定価格の90%より低い金額を想定したということです。全社が同じということではありません。

(質疑・意見)

随意契約を締結するにあたって、理由や根拠があらかじめ確認されているのでしょうか？

(事務局)

選定委員会において確認しております。

(質疑・意見)

ごみ焼却関係の案件は特定の業者と契約するしかないのかと思います。他市でも同じような状況です。適切に実施されているということでもよろしいですか？

(事務局)

はい。

(事務局)

プラント系の案件については、3~4年ごとに入札しております。材料費を安値で確保できる当初の請負業者が落札します。無意味に随意契約を繰り返すのではなく、時々チェック機能を働かせています。

(質疑・意見)

街路樹剪定関係業務の指名競争入札は、落札率が非常に高いです。

(質疑・意見)

他の業者はどのぐらいの金額で応札していますか？金額にばらつきはありますか？

(事務局)

街路樹剪定は人件費がほとんどですので、それほど開きはないと思います。

(質疑・意見)

他市でも剪定業務はくじ引きで決定しているようです。

(事務局)

人件費がほとんどです。市外業者を指名に混ぜると、おそらく市外業者が落札します。

(質疑・意見)

こういう傾向が続いているということですね。

(事務局)

芦屋市の場合、同じ業者が全エリアを落札することはありません。従業員不足もあり、全エリアは不可能です。街路樹剪定士という資格がなければ履行できません。1~2か所で手いっぱいになるでしょう。

(質疑・意見)

剪定業務については、こういう傾向が今後も続くのでしょうか。剪定業務は、競争性が発揮されていない、公正な価格かどうかはわからないという状況です。

委託料は予定価格が非公表ですが、ある程度想定できますか？

(事務局)

価格に関しては、予定価格が公正な価格です。

(事務局)

毎回落札結果は公表していますので、ある程度推定はできるかも知れません。

(質疑・意見)

担当する場所を変更して工区分けをするとどうですか。

(事務局)

ばらつきが多少出てくるかもしれません。

(質疑・意見)

なかなか答えは出ませんが、このままで良いのかと感じます。

(質疑・意見)

下水処理場水質分析業務委託は、落札率が低いですが、大体同じ業者が落札しますか？

(事務局)

いいえ。この業務はどこが落札しても安いです。検査の試料が1件でも10件でも手間は同じということです。

(1) ①芦屋市庁舎南館空調設備改修工事

(事務局)

一般競争入札の案件です。3者応募があり、技術者不足のため1者が辞退し、2者が応札しました。

(事務局)

北陸新幹線の談合事件で空調業者の大手が指名停止中のため、限られた業者数での入札でした。

(事務局)

当工事は昨年度仮契約を締結していましたが、談合の疑いがあった状態で契約できませんので、仮契約を解除し、再度入札を行いました。

(質疑・意見)

工事を延期することはできなかったのですか？

(事務局)

基本的に工事は冷暖房を使わない中間期に施工したいので、これ以上は延期できません。

(質疑・意見)

入札参加者を増やすための延期についての議論はすでにされたのですか？

(事務局)

契約検査課と所管課との間ではしています。老朽化により市民の方へご迷惑をおかけしていることから工事が決定し、事件により延期となりました。これ以上は延期できません。

(事務局)

また、指名停止業者の解除を待って入札するというのも、適切な判断とは思えません。

(1) ②芦屋市宮陽光町住宅1号棟他外壁改修工事

(事務局)

屋根金属板塗替工事です。12者より応募があり、技術者不足により1者辞退し、11者が応札しました。

(質疑・意見)

落札率が67.2%ですが、これだけ低くなった原因はどういったことが考えられますか？

(事務局)

足場・外装・屋根と3工種で手離れが良い工事だということが考えられます。

(1) ③芦屋市立しおかぜ学級新築機械設備工事

(事務局)

しおかぜ学級新築工事に伴う衛生・空調等機械設備工事です。7者指名し、5者辞退、2者が応札しました。開札日が平成26年7月11日でしたので、指名停止業者が多いという(1)①の工事と同じ理由が考えられます。辞退者5者のうち2者は同時期に募集していた一般競争入札にも申請しています。

(質疑・意見)

7者よりもっと多く指名しても良かったのではないですか？

(事務局)

必ず基準通りでなければいけないというわけではありませんが、選定基準により標準的には 7 者指名の工事でした。工事ごとに指名者数を変えると、よりどころが必要になります。選定基準に基づいて、金額に応じて指名業者を決定しておりますので、理由がないと増やせません。

(質疑・意見)

すぐに結論を出すことはできませんが、競争性を発揮するように参加者を広げることが可能であれば、検討してください。

(質疑・意見)

辞退者数が 5 者と多いです。

(事務局)

辞退者数が 5 者ということは結果論です。管工事に辞退者数が多いということであれば、管工事の指名業者数を見直すということが課題になると思います。

(質疑・意見)

参加者数が多い方が、競争性が発揮されると思います。

(1) ④芦屋市立宮川小学校プール棟新築工事に伴う雨水排水設備工事

(事務局)

プール棟新築工事に伴う雨水排水設備工事です。本体工事と同業者と契約することで、工期 20 日程度・経費 10%程度軽減が計れるという理由で随意契約を締結しました。

(質疑・意見)

雨水排水設備は本体工事の設計の際に考慮しているはずではないですか？新築工事と一連の工事だと思われそうですが、なぜ同時発注できなかったのですか？

(事務局)

本来であれば、同時発注すべきでしたが、本体工事と同業者に発注することで経費と工期を短縮し、治癒させたということです。

(質疑・意見)

同時発注した場合と、別契約した場合では支出額の差はありますか？2 回に分けてしまったがために高くなるということはありませんか？

(事務局)

高くなることはありません。

(質疑・意見)

随意契約の理由についてですが、少額随意契約は別として、随意契約の理由はより詳しい内容が必要だと思います。ある程度概算で構いませんが、日数等を明記すべきだと思います。

(2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告（平成 26 年度上半期執行分）

(質疑・意見)

桁間違いで入札し、契約辞退により指名停止処分を受けるということが、数年前にもありましたが、指名停止処分を受けても契約辞退されるのですか？

(事務局)

価格帯にもよりますが、この案件は 1,000 万円程度の工事を 100 万円程度で落札されました。

大手企業はそのまま請け負うこともあり、中小企業は辞退されます。

(3) 随意契約サンプリング調査結果報告（平成26年度第1四半期・第2四半期調査分）

(事務局)

同一施工場所で契約日が近い契約は、スケールメリットを考慮し一括発注する方向への検討を指導しました。特異なものとして、新年度の単価契約があります。競争入札参加資格者申請の影響で年度当初の案件について、同一業者に複数発注案件がありました。下水取付管工事等すぐに対応しなければ市民生活に影響があるため、いたしかたないと考えられます。次回からは前年度の工事受注者が請け負えるような対策を取ればと考えています。

(質疑・意見)

意図的に別契約にした案件はありましたか？

(事務局)

同一所管課において契約日が近く、同一受注者による離れた施工箇所案件はありましたが、意図的かどうかはわかりませんでした。

(4) その他 芦屋市での入札不調・不落の状況について

(事務局)

平成26年度上半期の入札不調・不落の発生率が下がっています。全国的な傾向です。芦屋市の指名数に対する辞退率は、平成25年度29.3%（うち工事は38%）、平成26年度上半期22.4%（うち工事は31.3%）です。7%程度改善されています。

(質疑・意見)

指名競争入札は、最低限必要かもしれませんが、いずれ一般競争入札へ変更していくべきかと考えますが、難しいですか？

(事務局)

市内のみであれば、今と同じ状況になると思います。

(事務局)

全ての工事を市内業者のみで施工可能な大規模都市では可能だと思いますが、芦屋市の場合、市内業者のみに限定すると、できない工事が出てきます。

(質疑・意見)

指名ではなく、工事の成績を用いるなど別の評価をすれば良いのではないのでしょうか？

(事務局)

技術者を配置しなければならないなど、参加条件が厳しくなっています。

(質疑・意見)

競争性を確保するためにできることから取り組んでください。参加する間口を広げるべきだと思います。

積算価格に関しては、市場価格によるものだと思います。市場価格が上がってきていることが背景になり、入札不調・不落の原因になっているのでしょうか？

(事務局)

国より通知がある場合については、積算に反映します。阪神7市1町の会議で決定しています。

(質疑・意見)

それなりに実状に合ってきているのでしょうか。

平成 27 年 10 月の消費税増税に向けて、契約時期等色々考慮していたかもしれませんが、見送られました。それに伴って何か変化はありますか？

(事務局)

新年度予算に向けて消費税 10% で要求していたものを、全てやり直すことになり、事務が大変です。

(事務局)

平成 26 年 4 月に消費税が 8% に上がりました。事前にわかっていたことなので、発注時期を考慮していました。

(質疑・意見)

増税に向けて契約時期を考慮していたが、平成 27 年 10 月の増税については必要なくなったということですね。

(事務局)

より一層の競争性の確保については、当委員会でヒントをいただきましたので、阪神間主幹者会等で水準を確認しながら検討したいと思います。競争性の確保については、状況・環境を見て、新たなルールを作る等取り組んでいきます。

以 上